

III-1 地域公共交通に関する計画

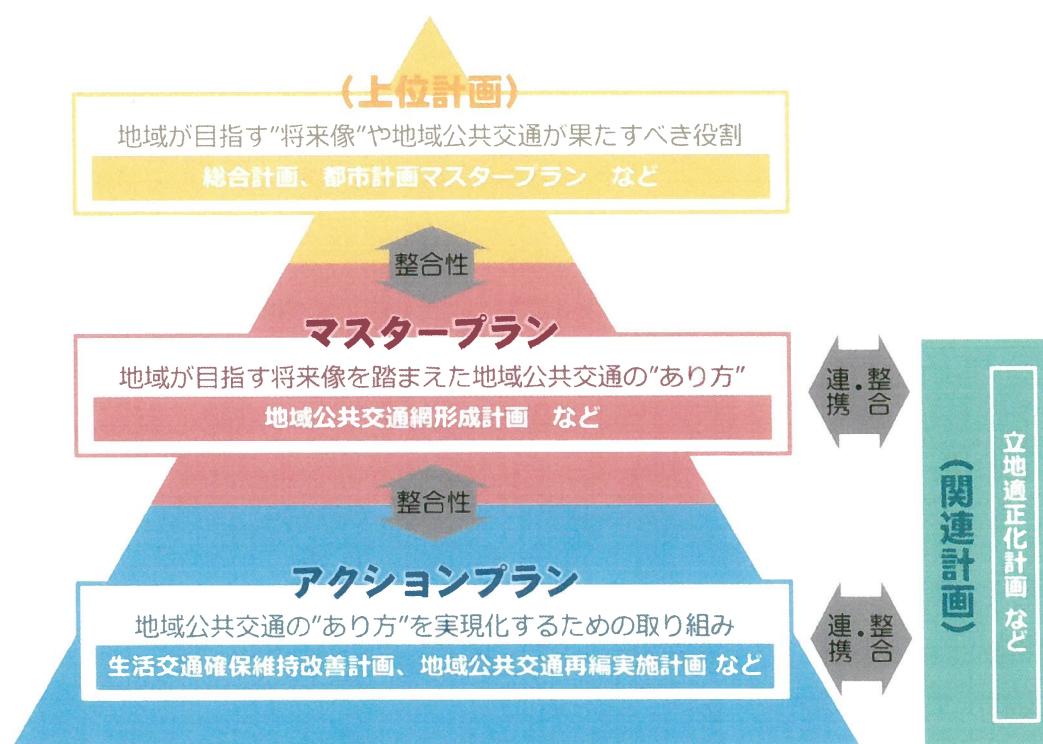
地域の公共交通については、「都市交通マスタープラン」や「交通体系再編計画」などといった名称で独自に計画を策定している市町村も見られますが、法律や制度などに基づいた計画としては、「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通再編実施計画」「生活交通確保維持改善計画」などがあります。

「地域公共交通網形成計画」は、地域公共交通の“あり方”などを示す『マスタープラン』的な役割を持った計画として位置付けられます。一方で、「地域公共交通再編実施計画」や「生活交通確保維持改善計画」などは、マスタープランで示された“あり方”を実現化していくための『アクションプラン』のようなものにあたります。

これらの計画は、市町村の「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などの『上位計画』で示されている「地域が目指す将来像」などと整合が図られることはもちろん、計画相互の整合性にも十分に配慮しながら策定していく必要があります。

また、「立地適正化計画」などをはじめとする『関連計画』との整合や連携を考えることも重要です。

なお、これらの計画は市町村単位で策定されるケースが目立ちますが、日常生活での移動の「範囲」が広域に及ぶケースや、複数の市町村をまたいで運行する鉄道・幹線バスの見直しなどを考えるケースでは、県レベルや複数市町村の連携により計画を策定することも考えられます。



▲公共交通関連計画の体系（概念図）